

様式44

令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事

あて

医療法人住所	松阪市鎌田町234番地の1
医療法人の名称	医療法人社団 嘉祥会
理事長	中 川 裕
電話	(0598) 51-5711

決 算 届

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 社団 嘉祥会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県松阪市鎌田町234番地の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和62年10月27日

(4) 設立登記年月日 昭和62年10月29日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中川 裕	介護老人保健施設 嘉祥苑・管理者
理 事	堀江 啓子	
同	堀江 貴裕	
同	下川 祐子	
同	堀江 真史	
同	駒田 茂昭	介護老人保健施設 第二嘉祥苑「アオラス」・管理者
同	加藤 弘子	
同	大野 秀和	堀江クリニック・管理者
同	堀江 勝博	
監 事	濱中 尚子	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	堀江クリニック	三重県松阪市鎌田町 234 番地 1	一般病床 0 床
介護医療院	介護医療院ホリエ	三重県松阪市鎌田町 234 番地 1	入所定員 18 名
介護老人保健施設	嘉祥苑	三重県松阪市鎌田町 234 番地 10	入所定員 150 名 通所定員 150 名
	第二嘉祥苑「アコラ」	三重県多気郡明和町大字南藤原 751 番地	入所定員 100 名 通所定員 100 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備考(事業所名)
訪問看護ステーション	三重県松阪市鎌田町 244 番地 3	嘉祥苑訪問看護ステーション
居宅介護支援事業	三重県松阪市鎌田町 234 番地 10	嘉祥苑指定居宅介護支援事業者
訪問介護事業	三重県松阪市鎌田町 244 番地 3	嘉祥苑訪問介護事業所
認知症対応型共同生活介護	三重県松阪市鎌田町 233 番地 8	グループホーム嘉祥苑
地域包括支援センター 【松阪市から委託を受けて管理】	三重県松阪市鎌田町 244 番地 3	松阪市第四地域包括支援センター
居宅介護支援事業	三重県多気郡明和町大字南藤原 751 番地	アコラ指定居宅介護支援事業者
通所介護事業	三重県多気郡多気町金剛坂 816 番地 68	嘉祥苑明和ハビセンター・通所定員 35 名
居宅介護支援事業	三重県多気郡多気町金剛坂 816 番地 68	嘉祥苑明和ケアプランセンター

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 9 月 24 日

・令和 4 年度決算関係書類承認の件

・令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 嘉祥会

所在地 松阪市鎌田町234-1

財 産 目 録

(令和6年7月31日現在)

1. 資 産 額	2,017,225 千円
2. 負 債 額	177,788 千円
3. 純 資 産 額	1,839,437 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A流動資産	731,259
B固定資産	1,285,966
C資産合計 (A+B)	2,017,225
D負債合計	177,788
E純資産 (C-D)	1,839,437

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有(部分的に賃借))

この財産目録の写しは、原本と相違ない事を証明する。

令和6年9月27日

三重県松阪市鎌田町234番地の
医療法人 社団 嘉祥会
理事長 中 川 裕

貸 借 対 照 表

令和 6年 7月31日 現在

(単位: 円)

科 目	金 額	
(資 産 の 部)		
I 流 動 資 産		
現 金 ・ 預 金	354,760,873	
医 業 未 収 金	342,843,674	
未 収 金	13,634,313	
医 薬 品	2,443,104	
貯 蔵 品	6,283,328	
前 払 費 用	11,721,217	
立 替 金	965,074	
仮 払 金	716,370	
貸 倒 引 当 金	△2,108,172	
流 動 資 産 合 計		731,259,781
II 固 定 資 産		
1 有 形 固 定 資 産		
建 物	1,063,924,792	
構 築 物	6,848,848	
什 器 備 品	31,823,988	
車 両 運 搬 具	3,729,129	
機 械 装 置	2	
土 地	72,000,000	
有 形 固 定 資 産 合 計	1,178,326,759	
2 無 形 固 定 資 産		
ソ フ ト ウ ェ ア	39,560,937	
電 話 加 入 権	631,937	
無 形 固 定 資 産 合 計	40,192,874	
3 そ の 他 の 資 産		
投 資 有 価 証 券	8,258,287	
保 険 積 立 金	57,977,183	
保 証 金	1,211,592	
そ の 他 の 資 産 合 計	67,447,062	
固 定 資 産 合 計		1,285,966,695
資 産 合 計		2,017,226,476

(単位：円)

科 目		金 額	
(負 債 の 部)			
I 流 動 負 債			
買 掛 金	4,681,399		
未 払 金	139,557,627		
未 払 法 人 税 等	192,000		
預 り 所 得 税	2,305,205		
預 り 社 会 保 険	24,713,077		
預 り 住 民 税	3,952,900		
預 り 金	29,180		
仮 受 金	20,795		
未 払 消 費 税 等	2,336,100		
流 動 負 債 合 計			177,788,283
負 債 合 計			177,788,283
(純 資 産 の 部)			
I 純 資 産 額			1,839,438,193
(うち当期純利益又は当期純損失)			(△3,120,525)
純 資 産 合 計			1,839,438,193
負 債 及 び 純 資 産 合 計			2,017,226,476

法人名 医療法人社団 嘉祥会

※医療法人整理番号

C4

所在地 三重県松阪市鎌田町234-1

損 益 計 算 書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	2,153,181
2 事業費用	2,272,433
本来業務事業損失	119,252
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	119,252
II 事業外収益	117,186
III 事業外費用	226
経常損失	2,292
IV 特別利益	2,541
V 特別損失	3,177
税引前当期純損失	2,928
法人税等	192
当期純損失	3,120

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 嘉祥会
理事長 中川 裕 殿

私（注 1）は、医療法人社団嘉祥会の令和 5 会計年度（令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 9 月 27 日

医療法人社団 嘉祥会
監事 濱中 尚子

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。